

# 付属資料

1. 健康保険料率・介護保険料率について … P1～P7
2. インセンティブ制度について … P8～P9
3. 更なる保健事業の充実について … P10～P11



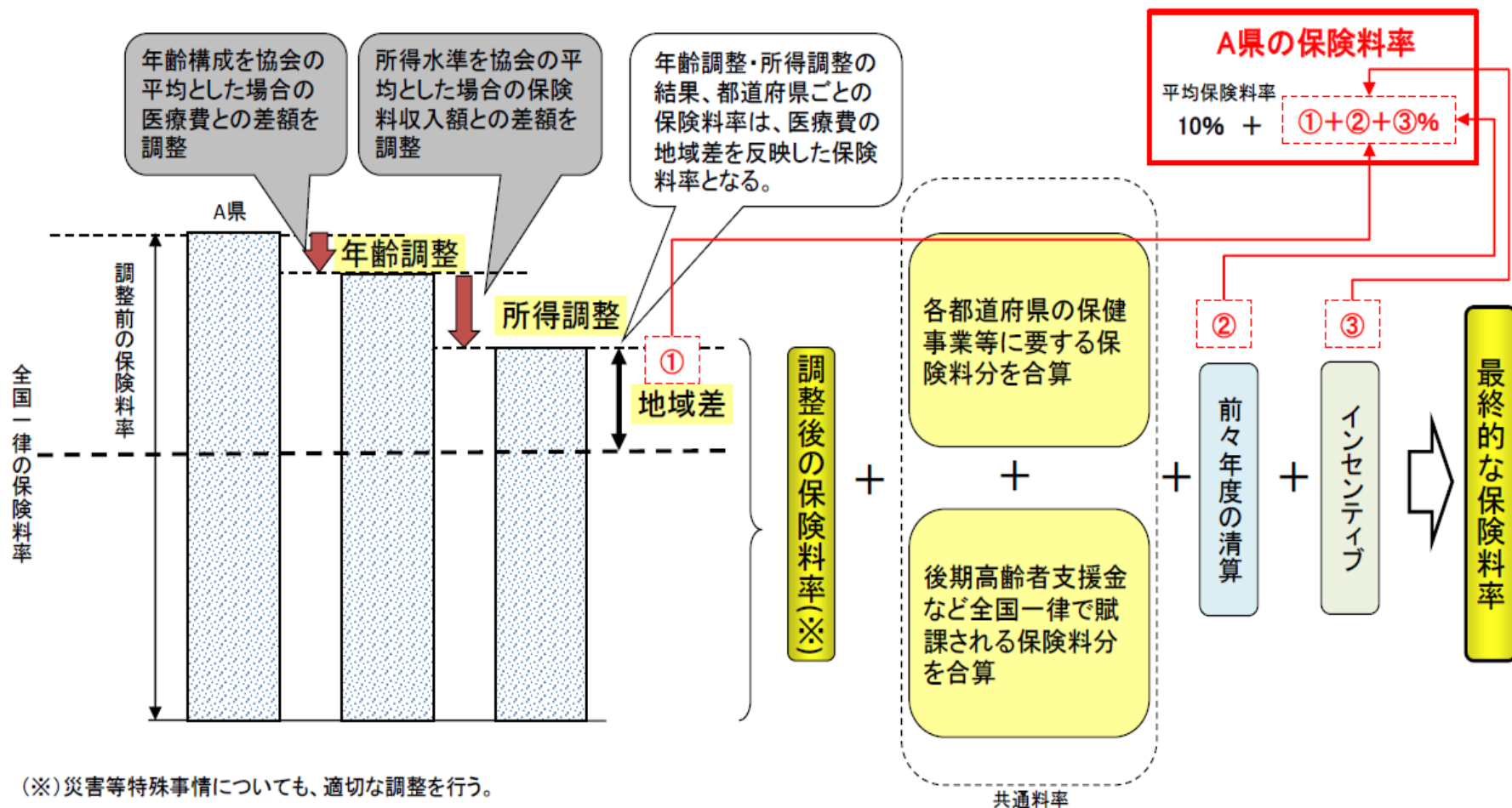
全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

# 都道府県単位保険料率設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率(平成20年10月から):年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例



# 令和5年度の協会けんぽの収支見込み(医療分)

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率：10.00% R5年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率：9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平均保険料率を10%と設定した上で、  
政府予算案(診療報酬改定等)を踏まえ算出

# 令和5年度の京都支部保険料率

## 改定時期

令和5年3月分(4月納付分)より

※任意継続被保険者は、4月分(4月納付分)より

## 保険料率

健康保険料率

都道府県単位

9.95%



10.09%

0.14ポイント増

10.09%のうち、6.52%分は加入者の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.57%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険料率

全国一律

1.64%



1.82%

0.18ポイント増

40歳から64歳の被保険者の方が負担する介護保険料率を加えた合計の保険料率は、**11.59%から11.91%に0.32%引き上げ**となります。

# 令和5年度の京都支部健康保険料率

全国平均保険料率(療養の給付等に係る保険料率) **A** 5.36%  
 =平均保険料率(10.00%) - 共通料率(4.640%)

## 支部毎の医療費に係る部分

健康保険法  
第160条第3項1号

**B**

支部毎の療養の  
給付等に要する額  
**5.359%**  
【令和4年度】  
5.177%

+

健康保険法  
第160条第4項

**C**

年齢調整  
**0.062%**  
【令和4年度】  
0.066%

+

**D**

所得調整  
**0.009%**  
【令和4年度】  
0.024%

調整後の療養の給付等に係る保険料率

**E** 京都支部 **5.430%**

【令和4年度】  
5.267%

## 共通料率(全国一律の部分)

**F**

**4.640%**

【令和4年度】  
4.715%

健康保険法  
第160条第3項2号

前期高齢者納付金  
後期高齢者支援金

退職者給付拠出金

現金給付費

等

健康保険法  
第160条第3項3号

業務経費

一般管理費

準備金積立て

等

## 精算の部分

**G**

**0.023%**

【令和4年度】  
▲0.039%

令和3年度の支部毎  
の収支決算における  
収支差

京都支部  
**▲5億1,140万円**  
【令和4年度】  
+8億4,900万円

+

## インセンティブ 制度の部分

**H**

**▲0.007%**

【令和4年度】  
0.007%

全支部より財源を拠出  
京都支部加算  
**2億1,778万円**  
**0.01%**

【令和4年度】  
0.007%

令和3年度実績  
による報奨金  
京都支部減算  
**3億6,237万円**  
**▲0.017%**

【令和4年度】  
0%

## 都道府県単位保険料率(令和5年度京都支部保険料率)

**E**

療養の給付等に  
係る保険料率  
**5.430%**

+

**F**

共通料率  
(全国一律の部分)  
**4.640%**

+

**G**

精算の部分  
**0.023%**

+

**H**

インセンティブ  
制度の部分  
**▲0.007%**

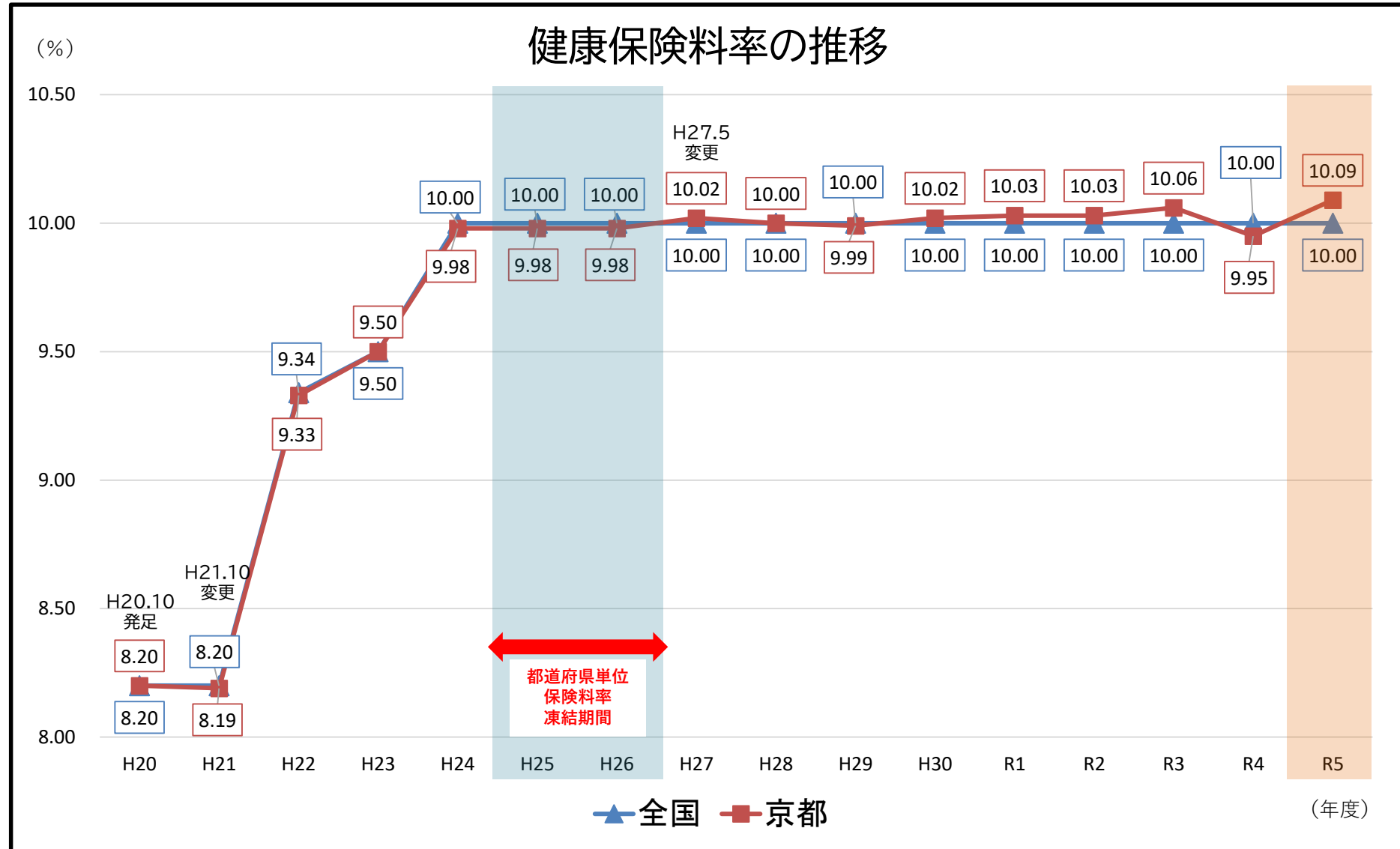
=

**10.09%**

【小数点第3位四捨五入】  
【令和4年度】9.95%

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

# 協会けんぽ発足後の健康保険料率の推移



※保険料率の変更月は変更後の保険料率に基づく徴収開始月を記載している(記載のない年度は4月変更)

# 令和5年度の協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位：億円)

		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	<u>R5年度保険料率： 1.82%</u>
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 令和5年度の介護保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 7,819円 (71,242円 → 79,061円) の負担増  
[月額] 576円 (5,248円 → 5,824円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。



# インセンティブ制度の概要

## 制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果が上位過半数となる支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

### ①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

### ③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成30年度は全支部一律で2.172%）の中に、0.01%（※）を盛り込む。  
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。  
平成30年度（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元年度（令和3年度保険料率）：0.007%  
⇒ 令和2年度（令和4年度保険料率）以降：0.01%  
〈ただし、新型コロナウイルス感染拡大の影響があるため、令和2年度は0.007%に据え置き〉
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

#### 【制度のイメージ】

インセンティブ

0

財源負担

インセンティブ分保険料率  
(0.01%)

<下位>

支部ごとのランキング

<上位>

インセンティブ  
(報奨金)

# インセンティブ制度の評価指標と京都支部実績

## インセンティブ制度で評価される5項目と京都支部の現状

### 令和3年度の実績

評価指標	協会けんぽ加入者の皆さまにお願いしたいこと	京都支部の現状
①特定健診等の実施率	●協会けんぽの健診を毎年受診してください。	23位
②特定保健指導の実施率	●特定保健指導の案内が届いたらご協力をお願いします。	14位
③特定保健指導対象者の減少率	●健康的な生活習慣を身につける取組みを社内で推進していきましょう。	3位
④要治療者の医療機関受診率	●健診結果で「要治療」「要精密検査」となった方は、必ず医療機関を受診してください。	26位
⑤ジェネリック医薬品の使用割合	●薬局や医療機関でお薬が処方される際には、ジェネリック医薬品を検討してください。	46位

重要課題

京都支部 総合順位: **20位**

上位23支部に入ったことで、令和5年度の健康保険料率は0.01%引き下げられました。

<参考>インセンティブ制度上位支部の健康保険料率への影響  
1位:岐阜支部…0.10%引き下げ、2位:奈良支部…0.09%引き下げ

各指標は実績だけでなく、**対前年度からの伸び幅・伸び率も評価対象**です。

現在の実績が低くても、事業主・加入者の皆さまの今後の行動が、よりダイレクトに評価へ影響する仕組みとなっています。健診・保健指導といった健康づくりの取組みジェネリック医薬品の使用促進などを積極的に進めることで、医療費の伸びを抑制できれば、協会けんぽ京都支部の保険料率軽減に繋がります。

# 更なる保健事業の充実について

## 1. 事業内容

### (1) LDLコレステロール値に着目した受診勧奨(4年度から実施中)

現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。

### (2) 重症化予防対策の充実(6年度から実施)

被扶養者及び協会が事業者健診結果データを取得した者を対象として、高血圧等に係る未治療者に対する受診勧奨を実施。

### (3) 支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業の実施(6年度から実施)

喫煙、メンタルヘルス等に着眼した新たなポピュレーションアプローチ等、支部における地域・職域の特性を踏まえた保健事業を実施。

### (4) 健診・保健指導の充実・強化

#### ① 生活習慣病予防健診(一般健診)の自己負担の軽減(5年度から実施)

健診実施率の向上のため、現在38%の一般健診の自己負担について、総合健保組合の水準を参考に**28%に軽減**。

※1 現在自己負担30%の生活習慣病予防健診の乳がん検診・子宮頸がん検診のほか、肝炎ウイルス検査についても、自己負担を28%に軽減。

#### ② 付加健診の対象年齢拡大及び自己負担の軽減(対象年齢拡大は6年度から、**自己負担軽減は5年度から実施**)

疾病の早期発見等の目的、健保組合の実施状況、定年延長の状況等を踏まえ、現在50%の付加健診の自己負担について、**28%に軽減**するとともに、対象年齢を現行の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」とする。

※2 なお、健診内容については、国の特定健康診査等基本指針の見直しの動向(令和4年度中に取りまとめ)を踏まえることとしている。

あなたとあしたへつづく、健康を。

## けんぽのいっぽ!

令和5年度から、さらに皆さまの健康を守り続ける、新たな取組を順次開始します。

さらに充実、一步先へ! 協会けんぽの「健康づくり」事業

令和5年  
4月  
スタート!

### 生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減

一般健診  
対象: 35歳~74歳の被保険者(本人)

最高 **7,169円** → 軽減後 **5,282円**



協会けんぽの生活習慣病予防健診は、

- 血圧測定 血糖検査 尿検査 心電図検査
- 胸部レントゲン検査 腹部レントゲン検査
- 便潜血反応検査

メタボリックシンドロームとともに

5大がん(肺、胃、大腸、子宮、乳房)までカバー!

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。

※メタボリックシンドロームとは、お腹まわりに内臓脂肪がたまることで悪玉のホルモンが分泌され、高血圧・高血糖・脂質異常等が起り、生活習慣病になりやすくなる状態のことです。

付加健診 **4,802円** → **2,689円** 令和6年4月より、付加健診の対象年齢について、現行の40歳、50歳に加え、45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象となります。

※付加健診とは、節目の年齢において、肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べるための腹部超音波検査や、高血圧・動脈硬化などを見つける手がかりとなる眼底検査といった、より詳細な健診です。

子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検査の自己負担も同様に軽減します。

### 健診を受けた後の行動こそが大切です!

健診

#### 異常なし

引き続きの健康づくり、毎年の健診を!



#### 生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

#### ! 特定保健指導って?!

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳~74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

#### 医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診を!

#### ! 未治療者への受診勧奨!

協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、LDL(悪玉)コレステロール値が「要治療」「要精密検査」と判定された方で、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内をお送りしています。

※令和6年10月より、被扶養者(ご家族)にも医療機関への受診のご案内をお送りします。

## 特定保健指導で

## 健康への目標・行動計画をサポート

協会けんぽの健康づくりのサポートについての動画はこちらから▶▶



### 特定保健指導の対象者について

健診を受けた40歳以上のうち 以下の追加リスクが1つ以上ある方

腹囲 男性 85cm以上  
女性 90cm以上

OR

BMI 25以上

さらに 血圧 血糖 脂質 喫煙

※喫煙については、血圧、血糖、脂質のリスクが1つ以上の場合にのみ該当

### 特定保健指導対象者に該当



### 特定保健指導の内容について

特定保健指導では対象者の健康に向けて目標と行動計画をサポートします! 健康や生活習慣をより良く見えます。

- STEP 1 目標と行動計画の設定 20~30分の初回面談
- STEP 2 3~6か月チャレンジ 行動計画の実践
- STEP 3 目標達成度のチェック

ライフスタイルや体の状態に合わせて、運動や食事、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善に向けた取組を個別具体的に提案、健康に向けた目標と行動計画を一人一人に取り組み一緒に進みます。

STEPで考えた具体的な行動計画を実施。保健師または管理栄養士が応援します。

減量等、目標を達成できたの喜びを行うとともに、引き続きの健康づくりについての取組をアドバイスします。

## 医療機関への早期受診について

### 医療機関への早期受診が必要な方

## 血圧 血糖

収縮期血圧値 160mmHg以上  
拡張期血圧値 100mmHg以上

空腹時血糖値 126mg/dL以上  
HbA1c 6.5%以上

New

## 脂質

LDLコレステロール値 180mg/dL以上

LDLコレステロール値に注目した医療機関への受診案内

LDLコレステロールってなに? 悪玉コレステロールとも呼ばれ、増えすぎると動脈硬化を起して心筋梗塞や脳梗塞を発生させる危険性があります。



### 高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると?

#### 高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中(脳出血、脳梗塞等)の発症リスクが高まります。

#### 高血糖

高血糖の状態を放置すると、目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

#### 脂質異常

LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は心筋梗塞等になりやすいことが分かっています。

